

公示番号：170492

国名：タイ

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第二チーム

案件名：THAILAND4.0 を目指した CO2 排出削減と市民総幸福向上を同時実現するための e-スマート交通統合戦略 詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.7M/M、現地 0.47/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	14日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

開発途上国、特にアジアの新興国においては、今後、経済成長を阻害することなくエネルギー消費並びに温室効果ガス（GHG）の排出を最小限に抑え、先進国がこれまで辿ってきた道とは異なるリープフロッグ的な成長パスを描いていくことが求められる。特に、都市における交通政策を検討するにあたっては、環境と経済と人々の生活の質の確保を両立させる総合性と戦略性が求められるが、先進国でも様々な交通技術や政策による GHG 削減が取り組まれているものの、抜本的な解決には至っていないのが現状である。

タイの首都バンコクは、約 1000 万人の人口を有し（全人口約 6600 万人）、タイ国全体の 24%の温室効果ガス（GHG）を排出している。一人あたりの GHG 排出量は他国の大都市と比較しても高いレベルにあり、バンコク首都圏庁（BMA）は 2012 年までの 5 年間を対象に気候変動対策実行計画（Action Plan on Global Warming Mitigation 2007-2012）を策定し、BAU（Business as usual）比 GHG 排出量を 15%削減することを目標に掲げて各種事業を実施した。その後、JICA「バンコク都気候変動マスタープラン（2013-2023）作成・実施能力向上プロジェクト」の中で包括的な気候変動対策を行うための計画策定を行っている。

交通分野では、1980 年代末、バンコクは極めて厳しい交通状況を経験しており、1990 年代から数次に渡り都市鉄道マスタープランの策定・見直しが行われ、その提案に基づいて鉄道等の重点整備が行われた。2010 年には、バンコク首都圏鉄道マスタープラン「Mass Rapid Transit Master Plan in Bangkok Metropolitan Region (M-MAP)」が策定され、これを根拠として、現在、バンコク首都圏の各種都市鉄道事業が実施・計画され、公共交通整備の取り組みが進んでいる。このような鉄道網の整備により交通状況は著しく改善したが、近年の所得向上と税制改正に伴い自家用車の急激な増加が進んでいる。今後、何も対策が取られない場合、2020 年にはバンコクにおける交通分野の GHG 排出量は 13.76 トン（2013 年）から 17.91 トン（2020 年予想）に上昇すると見込まれている。

本案件は、中部大学総合工学研究所を日本側代表研究機関、タイ・タマサート大学を相手国代表研究機関として、JICA と国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とで実施する「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」案件である。近年急激に進歩した ICT 技術を活用し、既存の交通インフラや交通手段に ICT 技術を内挿することで自動車を上回る快適かつ低炭素な移動を提供し、市民の Quality of Life(QOL)

を基準とした政策の評価システムの構築を行うことで、交通問題の解消、低炭素社会の実現、市民の総幸福度の向上を両立した政策立案を実現することを目指す。

本詳細計画策定調査では、関係機関の役割分担や権限などプロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議し、プロジェクト実施に関わる合意文書（M/M）を締結するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）事業の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年8月下旬）

- 1) プロジェクトの背景・内容を、要請書・日本側研究機関提案書・関連報告書や研究者へのヒヤリングから把握・分析する。
- 2) 担当分野に係る重点項目、工程、手法、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査計画案として整理すると共に、タイ側関係機関（C/P 研究機関等）に対する説明資料（案）及び質問票（英文）を作成する。
- 3) 詳細計画策定調査報告書の目次構成及び役割分担を検討する。
- 4) 作成された PDM（案）及び P0（案）を踏まえて、国内研究機関関係者へのヒヤリングを行い、プロジェクトの概要（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等の計画）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行い、PDM（案）及び P0（案）を修正する。
- 5) 担当分野に関する対処方針（案）、R/D（案）、事前評価表（案）の作成に協力する。
- 6) 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

（2）現地業務期間（2017年9月上旬～9月下旬）

- 1) JICA タイ事務所等との打合せに参加し、調査内容・方針について説明する。
- 2) タイ側関係機関等との協議及び現地踏査を行う。
- 3) JICA の調査団員に先立ち、現地業務期間を開始し、実施機関及び関連機関との協議において、PDM（案）及び P0（案）を修正し、事前評価の観点から情報を収集する。
- 4) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析する。
- 5) 本プロジェクトの詳細計画策定に係る協議に参加し、支援する。具体的には、協議に参画し、現地調査結果や調査対処方針等を踏まえつつ、評価5項目の観点から妥当なプロジェクト・デザイン、モニタリングや管理が可能な活動計画となるよう協議の進行に必要な支援を行う。
- 6) 外部条件等プロジェクト運営管理上のリスクを取りまとめるとともに、リスクの軽減策やリスクが現実となった際の対応策について取りまとめに協力

する。

- 7) 上記を踏まえ、関係機関との協議に参加し、PDM (案)、PO (案) モニタリング計画 (案)、R/D (案)、M/M (案) の作成に協力する。
- 8) 各面談の議事録を作成する。
- 9) 現地調査結果を JICA タイ事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 9 月下旬～10 月上旬)

- 1) 担当分野に係る現地で収集した資料及び情報を整理し、本格調査への活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法について取りまとめる。
- 2) 評価結果を基に、評価 5 項目による分析結果を踏まえた詳細計画策定結果 (案)、事業事前評価表 (案) (和文) 及び詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) の作成に協力する。
- 3) 国内打合せ及び帰国報告会へ参加し、担当分野に係る結果を JICA 社会基盤・平和構築部に報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査報告書 (案) (担当分野・和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

JICA の調査団員は本業務従事者と数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 交通政策 (中部大学)
- ウ) 科学技術協力 (JST)
- エ) 協力企画 (JICA)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料
なし。

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上